

福祉教育 常任委員会

5月議会臨時会
付託案件 2件

6月議会定例会
付託案件 2件

5月臨時会

議案30号

問 支給対象者は被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱などの症状があり感染の疑われた者とあるが、どのような線引きがあるのか。

答 医療機関作成の提出用紙に、医学的所見や入院期間などを記入していただきます。

問 医療機関にかかれなかった場合は。

答 新型コロナウイルスの症状である発熱が続く、だるさや息苦しさなどを所定の様式で自己申告します。また

労務に服することが出来なかった無給休暇日数などを、所定の様式にて事業主が作成したものと合わせて提出していただき、記載漏れがないか市が確認して、後期高齢者医療広域連合に提出します。

全員賛成で可決

議案31号

問 条例改正案に「新型コロナウイルス感染症」との表現があるが、なぜ感染症全般に對しての改正案でないのか。

答 厚生労働省からの条文の例文を参考に作成し、感染者、感染の疑いのある方に傷病手当金が支給できる条例としました。

問 傷病手当金の支給対象となる湖南市国民健康保険被保険者について、事業主、自営業者も対象となるのか。

答 自営業、個人事業主、フリーランスは対

象外になります。

全員賛成で可決

6月議会定例会

議案第40号

湖南市総合体育館の使用時間について、現在、6月1日から9月30日までの期間のみ午後10時まで使用可能としているが、施設を利用されている20以上の団体が、年間を通して午後10時までの利用を希望されていることもあり、1年間を通して午後10時まで使用可能とする条例改正です。

主な質疑

問 時間の延長に伴う、人件費などの増額があるのか。

答 指定管理者との契約期間が5年間なので債務負担行為の中での調整も含め指定管理者と必要経費等を協議して、指定管理料の見直しを図ります。

問 現在6月1日から9月30日までの期間、午後10時まで使用可能と設定されていた理由とは。

答 気候も含め、夏季の方が、夜間利用が多いということと定められていました。

問 このタイミングで改正となった理由は。

答 以前から要望があり、条例3条のただし書きで、体育施設の使用時間は、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができるとあります。平成27年度の途中から、指定管理者と相談、調整をして利用時間を1時間延長してき

たが、その運用期間が長くなり、本則を改正することにしました。

主な質疑

議案第41号
新型コロナウイルス感染症により、身体、

生命、収入に影響のあった65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の減免を行うための条例改正となり、令和2年2月分から令和3年3月末までの保険料を対象とする説明がありました。

主な質疑

問 期限が3月31日まであるが、今後ウィルス感染が続くようであればどうするのか。

答 今後、期日が延長することがあれば、再度条例改正します。

○報告事項

湖南市成人式の成年年齢の引き下げ後の取り扱いについて

令和4年4月に改正民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるに伴い、これまで湖南市成人式として実施してきた成人式典の対象年

齢について、関係者へのアンケート調査も含め、検討を進めた結果、令和4年4月以降の取り扱い扱いは、これまで通り、当該年度中に20歳に達する人を対象とし、1月に開催します。

主な理由
飲酒や喫煙等が可能となるのは20歳であり、一般成人と同様の権利を行使し、義務を負うこととなる20歳で、その自覚を促すこと。

18歳時は、大学受験や就職の準備等で時間的・精神的・経済的余裕がない時期であり、落ち着いた環境で成人を祝うのが困難です。

今後の検討課題
令和4年4月以降、成年年齢が18歳となるため、現行の「湖南市成人式」という名称は、「はたちのつどい」、二十歳を祝うつどいなど、名称を検討していきます。